

## ガスの安全点検とは？

お問い合わせ先

ガス施設管理室  
☎077-528-2610

お客さまにガスを安全に安心してお使いいただくため、お客さま宅のガス配管やガス機器に異常がないか、ガス事業法に基づき4年に1度行っている点検です。

台所等の屋内に入り点検作業をさせていただきますので、立ち会いのご協力をお願いいたします。所要時間は15～20分程度です。(点検費用をいただくことはありません。)



点検は企業局が業務を委託している会社の点検員がお伺いします。点検員は、「黄色の腕章」と「業務委託証」を携帯しています。

### ●点検の実施について

点検項目	内管漏えい検査	消費機器調査
作業内容	一時的にガスを止め、配管内の圧力測定やガス検知器によりガス漏れの有無を検査します。	給湯器等のガス機器の設置状況や給排気設備の調査をします。
平成31年3月31日まで	一般ガス導管事業者およびガス小売事業者として 大津市企業局が実施します。	
平成31年4月1日以降	引続き、企業局が実施します。	ガス小売契約の引継ぎ先のびわ湖ブルーエナジー(株)*が実施します。 *：本紙6、7頁をご覧ください (他のガス小売事業者とご契約の場合は除きます。)

### ●2～6月の予定は次の地域です。(地域によっては、一部変更になる場合があります。)

点検月	点検予定地域
2月	南志賀四丁目、高砂町、滋賀里一丁目～二丁目、勸学一丁目～二丁目、柳川一丁目、桜野町一丁目、錦織一丁目
3月	錦織二丁目～三丁目、二本松、柳が崎、柳川二丁目、鏡が浜、松山町
4月	桜野町二丁目、皇子ヶ丘一丁目～二丁目
5月	皇子ヶ丘三丁目、千石台、大谷町、追分町、大門通、園城寺町、山上町、観音寺、尾花川
6月	茶が崎、御陵町、藤尾奥町、稲葉台、茶戸町

## ご存知ですか？ 鉛給水管

水道水の水質は、「水道法」に基づき、厳しい水質基準が定められています。

水道水中の鉛濃度についても、栓水（蛇口）の水道水1リットルあたり0.01mg以下と定められています。

昭和59年3月以前の建物や宅地内の配管には鉛給水管が使用されている場合があります。

### ◎鉛給水管から水を使う時に注意することはあるの？

- A 鉛給水管が使われていても、通常（流水）使用の場合は、安全上問題はありません。しかし、朝起床後に水道を使用される場合や、旅行等で長時間使用されないと、わずかですが鉛が溶け出していることがあります。この場合、最初の水はトイレや洗濯など、飲み水以外にお使いいただくことをお勧めします（目安はバケツ一杯分くらい）。

### ◎鉛給水管の取替えは行われているの？

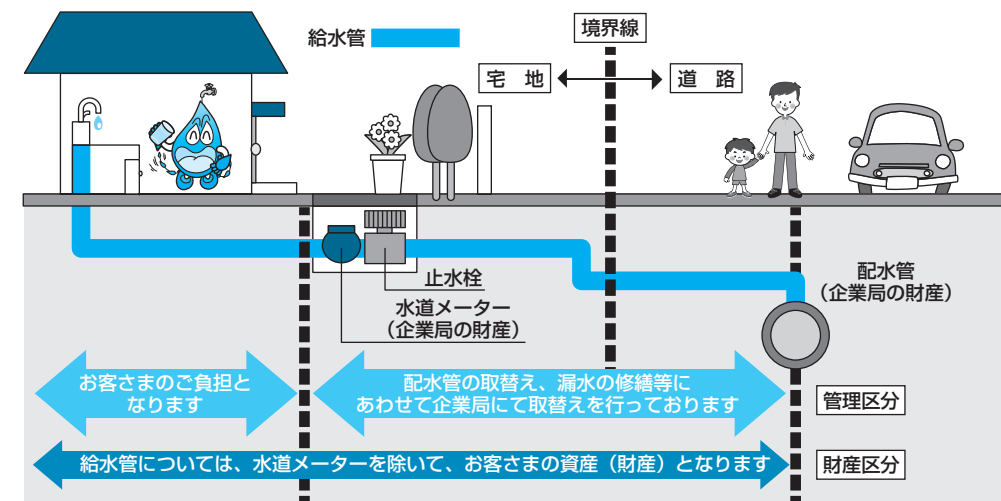
- A 企業局では配水管（企業局の財産）の取替え工事や漏水発生時の修理等に合わせて、道路部分の鉛給水管を、樹脂製等の給水管に取り替えています。宅地内の鉛給水管については、お客さまがご自宅をリフォーム等される際に取替えをお考えください。

### ◎自宅に鉛給水管が使われているか調べる方法はあるの？

- A 大津市内では昭和59年4月以降は鉛給水管を使用していないため、それ以降に新築または改築され、道路部分の配水管から給水管を取り替えられた場合は鉛給水管は使用されていません。ご自宅に鉛給水管が使用されているかお知りになりたい場合は、市役所新館5階お客様設備課までお越しください（個人情報保護の観点から、お電話等による対応はできません）。

### ◎鉛給水管を取り替えたいけれど、かかる費用はどうなるの？

- A 給水管はお客さまの資産（図参照）なので、新設・改造・修理等にかかる費用は原則お客さま負担となりますが、鉛給水管については企業局で道路部分の配水管の取替え工事等を行う場合に限り、水道メーターから道路側を無償でお取替えしています。



お問い合わせ先

維持管理課 ☎077-528-2609  
水道ガス改良課 ☎077-528-2608 (配水管取替え工事に伴う鉛給水管の取替えについて)  
お客様設備課 ☎077-528-2605 (家屋の増改築に伴う鉛給水管の取替えについて)